

<http://fukushimafolklore.jimdo.com/>
fukushima_folklore1971@yahoo.co.jp

第37回東北地方民俗学合同研究会 実施報告

東北地方6県の民俗学研究団体で、毎年持ち回りで開催してきた東北地方民俗学合同研究会は、2020（令和2）年度の第37回大会を、福島県民俗学会が実質的な当番県として担当することになっていました。

ところが、2019年末から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響で、2020年の11月に開催を予定していた合同研究会は中止、次年度への1年延期を余儀なくされました。その後も、感染の波は減少と再拡大を繰り返しながら、現在も続いています。

2021年に入っても、いつしか「コロナ禍」と呼ばれるようになった新型コロナウイルス感染症による社会的影響は、一向に収束する見通しが立たない状況でしたが、1年延期した合同研究会については、再度の延期や中止を想定せず、どのような形であれ、ひとまず実施することを前提に準備を進めることとなりました。テーマを「衣の民俗」と決定し、11月21日に福島県立博物館を会場に開催する方針で、6月には各研究団体に通知しました。

しかし、やはり1年延期された東京オリンピックが、紆余曲折の末に開催されるに至った7月後半から、感染拡大の第5波が到来したために、改めて合同研究会の開催方針について会の役員間で協議をしました。その結果、事前収録した動画を期間限定でインターネット配信する「オンデマンド開催」に変更することとなりました。

東北地方民俗学合同研究会を、対面以外の方法で開催するというのは、今回、初めてのことでしたが、福島県民俗学会としても、研究発表会など

の集まりをインターネット等のオンラインで収録、配信するということが、まったく初めてのことでした。

こうした判断に至った背景には、2年連続での中止を避けたいという考えもありましたが、新型コロナウイルス感染症の社会的影響が長期化し、特に感染の拡大時には、大勢の人が集まるイベントや、都道府県を越えた人の移動等の自粛が強く求められるようになった一方で、Zoom等のオンライン会議システムを導入したりリモートワーク、リモート会議が世の中に急速に普及したということもありました。

2020年には、全国的に学会・研究会等が中止・延期を余儀なくされたケースが多かったのですが、既に一部にはオンライン会議システムを導入して実施する動きも見られました。2021年に入ると、さらに多くの学会等で、これを実践する動きも普及し、少しずつ定着するようになってきました。

本会でも、仕事や学会・研究会等でオンライン会議システムを実際に経験する会員が増え始め、そのノウハウが少しずつ共有されるようになってきました。しかし、多くの人にとっては、オンライン会議システムは、いまだに馴染みのない、あるいは非常に敷居の高い技術です。対面ではなく、インターネットやオンラインで研究会等を行うこと自体に、抵抗を感じるという人も、やはり多くおられるのではないかと思います。

そうしたことから、仮に、今回の合同研究会について、オンラインで収録した動画をインターネットで配信する方法に切り替える判断をした場

合、それだけで実質的な参加者を大幅に減らしてしまう結果になると予想されました。それ以上に、対面での合同研究会への参加を希望していた人で、特にインターネット環境にない方には、こうした方針変更が不利益になりかねないとも懸念されました。また、方針変更を決めた7～8月頃の時点で、既に各研究団体から推薦のあった基調報告者に了解してもらえるかという課題もありました。

幸い、開催方針の変更には概ね同意は得られましたが、11月21日に全員が参加してオンライン収録を実施することについては、接続不良等のトラブルが発生した場合のリスクが大きく、それが最大の懸案事項となりました。検討を重ねた結果、基調報告のオンライン収録を、11月21日の前後に個別に設定して、それぞれ収録した動画の編集・確認を行った後、2022年1月20日から1カ月間、特設のホームページ(写真1)において限定公開することとなりました。



写真1 基調報告の動画配信を行ったWebサイトの画面

今回の合同研究会を2020年度から2年越しで担当することとなった私自身、コロナ禍での開催可否の判断以上に、このオンライン会議システムによる事前収録、インターネット上での動画配信など、まだ不慣れな部分が多くあったため、さまざまな学会・研究会がオンラインで行われた実績や課題について調べるなど、まさに試行錯誤の連

続でした。6名の基調報告者の方々には、たびたびの方針変更にも根気強く応じていただき、結果的には、すべての動画収録を終えて、編集、ホームページの開設等を経て、無事にオンデマンド配信を終えることができました。



写真2 渡邊彩氏(本会会員)による基調報告の画面

動画配信の内容とURL等は、事前に各研究団体の事務局を通じて周知を依頼しましたが、そもそも各研究団体の会員には、インターネットでの動画視聴に不慣れか、もしくは未経験な方も多かったと見られます。そのため、オンデマンド開催は実現したとは言え、果たしてどの程度の実質的な意義があったかについては、様々な意見があったと思われます。

ともあれ、「コロナ禍」をきっかけとして、東北地方民俗学合同研究会の新しい開催方法の一つが形になり、これまでにない多様な開催方法のあり方を検討するための材料が、今回、提供できたことも事実です。例えば、対面での開催とオンライン配信(リアルタイムまたはオンデマンド)を組み合わせることで、遠隔地であったり、日程の都合等で参加できなくても、動画視聴による内容の共有が可能であることが実証されました。さらに事前周知や広報等の工夫を重ねれば、参加者・視聴者の裾野を広げたり、情報を拡散させていける余地もあるでしょう。これらは次回以降の検討課題の一つとなり得ると考えます。

なお、オンデマンド配信期間を受けて、2月23日に全体討論をやはりオンラインで実施しました。本会会員である山崎祐子氏、佐々木長生氏の2名にコメンテーターを依頼し、基調報告者への

質疑応答等を行いました。

今回のテーマとした「衣の民俗」は、日本民俗学では「衣食住」と一括で論じられることが多い一方、「衣」だけを単体で取り上げて論じられることは、必ずしも多くありませんが、図らずも6名の方々による基調報告は、「紬」・「手ぬぐい」・「さしこ」・「染めもの」・「裁縫教育」・「カツギ（葬式での被り物）」といったように、満遍なく「衣の民俗」の多様な側面について、それぞれの立場から扱ったものとなりました。折しも、コメントーターをしていただいた山崎氏が中心となり、本会会員の何人かも執筆に関わった『衣の民俗事典』の刊行を控えており、タイムリーで、かつ中身の濃い研究会になったと思われまます。

今回の東北地方民俗学合同研究会では、「コロナ禍」によるオンデマンド配信への変更という形になったのを受けて、オンライン環境にないために動画視聴がかなわず、実質的に参加できなかった方々に対する配慮から、対面形式の場合には、当日配布する予稿集に代えて、事後に編集する資料集という形で、3月に刊行することとなりました。

残念ながら、2月23日に行った全体討論の部分は、資料集には収録できませんでしたが、別の媒体を通じてご紹介できればと考えています。まずは、多角的な視点から東北各地の「衣の民俗」について触れられた6名の方の基調報告の内容が、改めて資料集を通して広く共有できることを期待しています。

(会員 大山孝正)

水源確保の慣行～「水林」について～

南会津郡只見町はじめ伊南川・只見川流域には、ミズバヤシ（水林）と呼ばれる水源確保のため、樹木の伐採を一切禁ずる山林がある。只見町内には、新国勇氏の御教示によると、叶津・田子倉・楯戸・下福井・小川・深沢・坂田などの集落にミズバヤシがあり、現在もその面影をとどめている。小川では、小正月の団子刺しの木さえ、採取することができなかつた。たとえ子どもがミズバヤシに入り、木を伐採すれば、親の教育が至らぬと村人の目が厳しかったという。ミズバヤシは、「養水」と呼ばれる灌漑用水と飲料水の確保を目的として、各村々で厳しく守り続けてきた。

田子倉では、ヨキドメと呼びヨキ（斧）等の伐採用具を所持してミズバヤシに入ることを禁じていた。山口弥一郎氏は、昭和28年序の『只見村田子倉民俗誌』の「ヨギドメと番水（ばんみづ）」において、ヨギドメを中心に昭和20年代後半の「水林（みずばやし）」の慣行を記載している。山口氏の記載で注目すべきは、寛延（1748～1750）頃の「村定め覚」にも「水林一カ所」という記載のあることを指摘している点である。長文とな

り恐縮であるが、ミズバヤシの慣行について管見の限りでは唯一の資料であるので、引用して紹介したい。

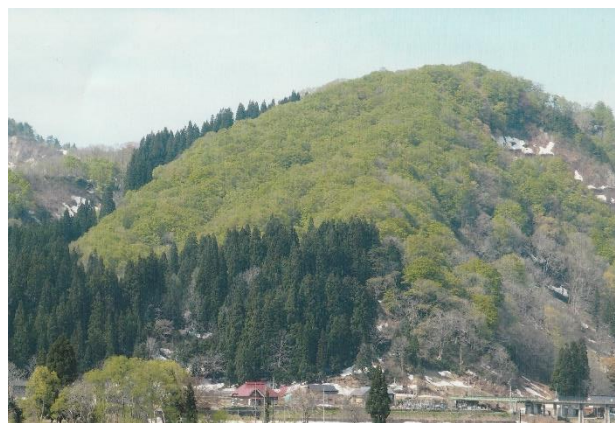


写真1 ミズバヤシの景観 只見町叶津（新国勇氏撮影）

「(前略)ヨキドメは、止(と)め山ともいわれ、水源の田子倉沢の樹木を伐ってはならないということで、二百年前寛延頃の「村定め覚」にも「水林一カ所」として止め山がみえているから、古くからの慣行であつたらしい。シバ位は刈ってもよい、斧(よき)は悪いが鉈(なた)はよいなどと論議されて、鉈の形の大きなものをつくって、「鉈にはちがいあるまい」といったという話が残

っている。八幡神社裏の山腹から田子倉沢一帯、苧巻岳の一部にかけて水林（みづばやし）とよび、昔から止め山で、今も樹木をきらず、村の水源地として保護してある。今では五戸程に井戸が掘られたが、飲料水にもこの水を用いているから、大切な水源である。（後略）」（山口弥一郎 1955『東北民俗誌 会津編』より）

「水林」の慣行は、猪苗代町にもあったことが、貞享2年（1685）の『猪苗代川東組萬風俗改帳』の「内例法」の一項に「水林」の記載があることからわかる。

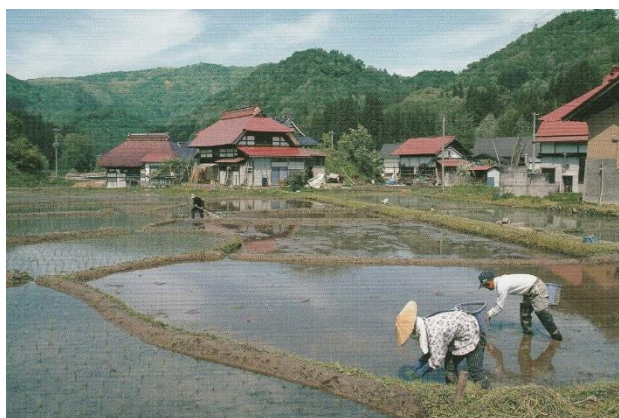


写真2 山際の水田の田植え 只見町布沢（新国勇氏撮影）

一山際之村々ハ養水能出候ためニ水林と申雑木立申候、川筋之村々ハ川除のため柳其ノ外ノ木立申候、盗伐仕候へは過料壺人ニ錢三百文、或ハ砥物を取切申候か、或伐木一本ノ代方十本宛為樹（植）申所御座候（庄司吉之助編 1979『会津風土記・風俗帳』第2巻 貞享風俗帳 歴史春秋社）

ミズバヤシは「雑木立申候」とあるように、ブナ林が多い。林に手をかけずに、生育のままにまかせると、ブナ林になるという。ブナは新陳代謝が激しく、ブナが植生を独占性質がある。まさに「緑のダム」とも呼ばれ、保水力豊かなブナが林に水を貯め、山麓の人々に水を供給してきたと言えよう。会津地方、特に南会津地方は「丈（たけ）余りの雪」とも呼ばれ、3メートル以上の積雪の豪雪地方である。その豊かな雪どけ水をブナ林は保水し、徐々に山麓の村や水田に供給してきた。自然の恵みを育んだ環境を、人々は大切に保護して、現代にまで継承してきた。ミズバヤシは、そんな人と自然との共存・共栄の自然遺産であり、只見町のユネスコエコパークを象徴するものともいえよう。（会員 佐々木長生）



Fukushima

ふくしまの民俗

12月、和裁教室で行われた針供養に参加しました。かつては、針を供養するだけでなく、裁縫箱にはお餅を供えたこと、針供養後の豆腐は、柿の木の下に置いておくと、雀がやってきてきれいに食べてくれること、そして針は柿の木の肥やしになったこと、など興味深いお話を先生から伺いました。



廉価な衣料品が手に入る今日、「繕う」「仕立てる」ということはほとんど見られなくなりましたが、できるだけこうした「衣の民俗」を拾い集めてみたいものです。（会員 丹野香須美）



▼今年度も、コロナウィルスに翻弄され続けました。今回の合同研究会においては、発表者の皆さんをはじめ、各県のご担当者の方々のご尽力とご協力には会員一同、心から感謝しています。▼東北6県の人たちが一堂に集まって、民俗について話をする機会が、どれほど貴重なものであったかも痛感しました。来年度こそは、皆さんにお会いできますように。（た）

福島県民俗学会通信誌『ふおらむ・F』14号
2022(令和4)年3月3日発行
編集・発行:福島県民俗学会(会長 岩崎真幸)
福島県会津若松市城東町1-25
福島県立博物館内(〒965-0807)
事務局:内山大介
通信誌編集:岩崎真幸、丹野香須美、内山大介